

大 個 審 第 1 3 号
(答 申 第 2 4 号)
平成 1 4 年 2 月 1 2 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 2 月 6 日付け人権第 4 1 1 号で諮問のありました障害者の人権ホームページにおける大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第 7 条第 4 項に規定する個人情報の収集及び条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件提供に係る個人情報については、収集の際に、あらかじめ提供の目的、方法等について適切な説明に基づく明確な本人同意を得ることはもとより、本人が未成年の場合等においては必要に応じて保護者の同意も併せて得るなど、本人同意の確実性の確保に十分留意すること。
- 2 条例第 7 条第 4 項に規定する情報等のホームページへの掲載にあたっては、掲載により当該人等の権利利益を不当に侵害することのないよう、掲載方法等本人の意向を十分に踏まえ、慎重に取り扱うこと。
- 3 本人から、掲載された個人情報について削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。
なお、本件提供に係る個人情報の二次利用等により、当該人等の権利利益が不当に侵害されていると認められる場合は、実施機関は適切な対応を図り、侵害の防止に努めること。